

別紙1「リスク分担表」

リスク分担表 (1/2)

リスク項目		リスク分担	
		市	SPC
共通リスク	本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○) 市は右活動に資料提供等で協力する。	○ 住民説明及び関連諸費用(会場設営、資料作成等)はSPCが負担する。
	制度変更に伴う条例等の重要な変更、事業スキームの重要な変更に起因する事業の遅延、契約解除	○ 市に起因する契約解除規定により対応する。	—
	不可抗力(自然災害等)による事業続行不可	○ 不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPCに契約解除金を支払う。	(○) 不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPCは契約解除に伴う一部費用を負担する。
設置段階リスク	設置届、工事完了届等、法定要件に係るトラブル	— トラブルに起因して市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ SPCがすべて責任を負う。
	工事計画・工事費を巡る住民とのトラブル	— トラブルに起因して市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ SPCがすべて責任を負う。
	工事の実施に伴う住民・近隣とのトラブル	— トラブルに起因して市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ SPCがすべて責任を負う。
	工事中の自然災害による設備損壊	—	○ SPCがすべて責任を負う。 SPCは保険で対応

リスク分担表 (2/2)

リスク項目		リスク分担	
		市	SPC (PFI 事業者)
維持管理 段階リスク	保守点検、法定検査等、 法定要件に係るトラブル	－ トラブルに起因して市が 損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○ SPC がすべて責任を負う。
	保守点検、法定検査に係 る機能不全、使用者との トラブル	－ トラブルに起因して市が 損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○ SPC がすべて責任を負う。
	想定外維持管理費用の 発生	－ トラブルに起因して市が 損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○ 不可抗力（自然災害等）に 起因するもの以外、SPC が すべて責任を負う。 不可抗力（自然災害等）時 は、契約解除規定に基づ き、契約解除が可能であ る。
資金調 達・支払 段階リス ク	SPC の破綻、契約解除時 における損害の発生	○ 契約解除の原因者が損害 を負担する。	○ 契約解除の原因者が損害 を負担する。
	SPC の破綻、契約解除時 における修復費用の発 生	○ 市が負担する。 SPC に破綻保険の付保を要 求する。	(○) 破綻保険へ付保する。
	SPC の破綻、契約解除時 における債権者への支 払	－	○ SPC が負担する。 市への遡及は不可とする。
	市の買取費用・委託費の 支払遅延	○ 市は SPC の経過金利負担等 の損害を賠償する。	－

※ (○) は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。